資料１－４

有価証券報告書におけるリスクの記載
（サイバー＆セキュリティ）

2017年12月13日

PwCあらた有限責任監査法人
加藤俊直

文中の意見に係る部分は筆者の私見であり、PwCあらた監査法人または所属部門の正式見解でないことをあらかじめお断りします。

本日お伝えしたいこと

サイバーセキュリティに関する日本国内の有価証券報告書上の開示状況は、開示社数自体は増加しているものの、開示内容については簡素なものが多く、今後記載の高度化が求められる

米国上場企業におけるサイバーセキュリティ・リスク開示（P2）	有価証券報告書に該当するForm 10-K（米国外企業はForm 20-F）において記載が要求されている。
日本国内の上場企業におけるサイバーリスク開示状況（参考資料1）	NISCが、昨年度実施した日経225を対象とした調査によると、およそ3社に2社はサイバーセキュリティリスクを開示している。
日本国内上場企業の実際の記載例（参考資料2、3）	開示内容については各社ごとに違いはあるものの比較的簡単な記載が多く、海外市場上場企業との差が見受けられる。
今後の方向性について（P3）	記載水準については他社の開示状況を参考にするケースが多いため、ベストプラクティスやガイドの様な参考となる資料が有る事は、サイバーセキュリティリスクの開示充実に資することが考えられる。

米国上場企業におけるサイバーセキュリティ・リスク開示

米国の上場企業においては、法的拘束力はないものの、実態として具体的な水準での開示義務化が求められている

年次報告書の記載内容	・ 開示が求められている非財務情報には、有価証券報告書における「事業等のリスク」に該当するRisk Factors（リスク要因）が含まれている ・ Risk Factorsに記載すべき内容は、連邦規則であるRegulation S-K の Item 503（c）により企業固有の内容を具体的に記載することが求められている
開示ガイダンスにおける扱い	・ ディスクロージャーガイダンス: Topic No.2 Cybersecurity （2011年10月13日）内で、「サイバー・セキュリティ・リスクやインシデントについて明言されたものはないものの、数多くの開示要件から、上場企業に当該リスク、インシデントの開示を義務付けることができる」との記載がある
SEC理事の発言	・ SEC 理事である Luis A. Aguilarの行ったスピーチの中で、上場企業のセキュリティリスクとインシデントの開示が、「開示義務」（“disclosure obligations”）と表現されている
NYSE・東証に上場している企業の開示例	・ NYSE上場企業で東証に上場している企業（日経225対象）における開示水準について、参考資料を用いて確認していく

PwC Views サイバー・セキュリティ・リスクの開示に係る動向（2016年7月 PwC）をもとに作成

今後の方向性について

- 日本企業においては、サイバーセキュリティリスクの開示について詳細な開示が進んでいる状況、進められる仕組みがある状況にはなっていない
  - ✓ 詳細に開示することによる攻撃者を招くおそれ
  - ✓ 横並びを指向する開示の実務状況
- 一方で、サイバーセキュリティ経営の3原則においては、サイバーセキュリティ対策を行っていることを明らかにするなどのコミュニケーションを積極的に行うことが求められている
- 米国上場企業の状況なども鑑みると、対象や粒度など記載の高度化の余地は大きい
- そのために記載を行っていくために参考になる資料が有る事は、実務状況を鑑みると日本企業の開示の水準を上昇させることに資すると思料する

御静聴ありがとうございました